

1987年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1987年12月12日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

研 究 発 表

1920年代の自作農主義 八 田 恵 子

—— 高落松男の農村振興策を中心に ——

青海省大通県上孫家寨 115 号漢墓出土木簡について 久保田 宏 次

—— 特に漢代の部隊編成を中心として ——

中世イングランドにおける王室御料林 遠 山 茂 樹

—— その特質に関する若干の問題 ——

東日本における弥生時代前期の提言をめぐって 石 川 日 出 志

花粉分析による福島県・吾妻山湿原堆積物の研究 叶 内 敦 子

《 特 別 講 演 》

朝鮮人軍夫の沖繩戦 海 野 福 寿

1920年代の自作農主義

—— 高落松男の農村振興策を中心に ——

八 田 恵 子

戦後の農地改革、農業基本法を貫く基調は自作農主義であった。その系譜は戦前に遡る。自作農主義における価値基準は多様であり、同じ自作農主義として括られているものの中には雑多な内容が含まれている。本報告は自作農主義と一括されている事例の整理をすべく、生産力という視点から自作農主義を標榜した高落松男の農村振興策を検討する。時期は1920年代が中心となる。

高落松男（1880～1954年）は大阪府南河内郡出身、実家は2町余を所有する耕作地主であった。府立農学校卒業後、府農会に入る。これと併行し、信用組合連合会の理事も兼ねる。1923年、衆議院議員選挙出馬のため両職を辞すが、不祥事勃発のため、これを断念する。その後1925年、大日本地主協会の設立に加わり、解散時まで常任幹事を務める。1933年に府農会に復帰する。

高落の主目的は一国農業の生産増進にある。その目的遂行に適した経営形態が自作農経営であった。日本農業は集約農業であり、生産増進のためには土地改良が必至となる。この土地改良を最も適切におこなえるのが自作農であることから、自作農の保護、育成が課題に上る。しかし、飽くまでも生産が上位にあり、そのために自作農経営を保護する、という目的一手段の関係は高落の全活動を貫いている。生産力という視点からみた自作農主義といわれる所以である。

本報告の対象期、1920年代は独占期に入った日本資本主義の中で農工間の収益性が著しく開いていった。その影響下、西日本各地で小作争議が激化する時期である。高落は本来の主目的である農業生産の増進を見定めつつ、これらの状況に対応していった。その対応は自作農主義にそったものである。以上の方針のもと、農村振興の主体として高落が期待を寄せていったのは地主であった。大日本地主協会（以下、協会と略す）の設立に加わり、以後、常任幹事として協会の活動の中心を担っていくことになる。

当該期、農地政策として自作農創設維持政策、小作立法が企図される。高落は自創政策を支持し、小作法には徹底して反対する。この期の小作法は自小作・小作農による下からの農業生産力の発展をある程度保障しようとするものであったが、基本的には耕作権強化により自小作、小作の経営を安定させ、争議を防止することに目的があった。生産を個別経営に優先させ

る高落にとり、受け入れ難いものである。高落は自創政策を支持した。さらに自創政策に地主の自作化を上乘せし、地主自作化、自作農維持、争議対策、小作の自作化、以上4つの機能をもつ自創政策を要求した。同時期高落が生産の中核にすえようとした自作農は分解が続けていた。これから先、創出すべき自作農は分解しやすい脆弱な者であってはならない。その点から強靱な自作農の補充先として、地主に目が向けられ、地主自作化が積極的に推進されたのである。小作農の自作農化も排除したのではない。自作化できない寄生地主には積極的に土地を譲渡させ、小作を自作に引き上げることは農業生産増進を考える高落にとり当然であろう。ただしより効率よく生産増加を図るには強固な自作農でなければならない。地主自作化が優先されるわけである。

協会は近畿地方の小作争議の収束と共に活動が鈍り、1933年12月に事実上の解散をむかえた。高落は地主への失望を感じつつ、農会に復帰した。1938年農地調整法が成立し、耕作権の一定の保護と共に地主自作化のための土地取上げが容認された。さらに戦時には適正規模農家の創出が企図されるが、その対象は在村の耕作地主であった。戦争進展と共に高落のめざした「農村振興」に類似した状況が生まれた。これは農政側の方針が個別経営優先から農業総生産優先へ転換したためといえよう。ようやくここに来て、国と高落の主張が相入れるようになったのである。

M E M O

青海省大通県上孫家寨 115 号漢墓出土木簡について

—— 特に漢代の部隊編成を中心として ——

久 保 田 宏 次

近年日増に多くなる中国各地での考古学的資料の発見は、従来史料の欠乏によって考察不可能とされてきた多くの研究テーマに対して、新史料を提供するとともに多くの問題点をも新たに生ぜしめるに至っている。今回の報告は、こういった新出土史料の中から、中国の研究者によって重視されながら、未だ日本では取上げられることのなかった青海省大通県上孫家寨 115 号漢墓出土木簡（以下「大通漢簡」と略称）の紹介を行うとともに、此の史料の語る漢代軍制中における部隊編成の問題、更に漢代軍功爵の問題に関して若干の考察を行なおうとするものである。

漢代における部隊編成については、今世紀にはいつて居延漢簡が出土して以来、特に西域経営の問題と関連して多くのすぐれた研究が積重ねられてきた。又、「史記」「漢書」等の編纂史料を中心に、当時の中央官制研究の一環として諸將軍職についての研究が行なわれるとともに、畿内三輔の地を中心とする中央諸軍の実態が明らかにされてきた。しかし、各郡県における地方軍をも含めた諸軍の部隊編成の状況になると、未だ具体的には明らかにされていないといつてよい。こういった研究状況の下、1978年の夏、青海省の片田舎上孫家寨の前漢末期墓中より発見されたわずか数百点の断簡によって、今、漢代部隊編成の具体的状況が明らかにされようとしている。

「大通漢簡」は大きく分けて次の 3 つの内容から成っている。

- (i) 布陣・練兵等に関する兵法
- (ii) 論功賜爵規定を中心とした軍法
- (iii) 目録

此等の兵法・軍法は、従来知られている兵書とは異なり、いずれも実戦を想定した極めて実際的なもので、軍法中には当時の此の地域における外部民族との緊張関係を念頭において始めて正しく理解される条文が多数含まれている。従って此等の兵法・軍法は、当時此の地域で実際に通行していたものである可能性が高く、その為に、編纂史料の欠を補い当時の実情を知る上で貴重な史料であると言えよう。

「大通漢簡」によれば、漢代部隊編成は、校一部一曲一官一隊一什一伍となっており、此等の各単位ではそれぞれ軍尉・司馬・侯・五百將・卒長・什長・伍長が指揮

をとった。此の内、士吏とも称される卒長以上の者と什長以下の者とは、賜爵等の面で明確に区別されていた。即ち前者は「將」と認識されており、後者は「卒」と認識されていたのである。更に賜爵に関連して言えば、民爵賜与における一般民衆の受爵可能範囲は漢二十等爵制中の第 8 級公乘までであったことが従来知られている。（西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』東大出版会、1961年、第 2 章。）しかし、「大通漢簡」の記す所によれば、軍功によって一般の兵（先の「卒」の範囲にあたる）に与えられる爵は第 9 級の五大夫までとなっており、此の五大夫に達した者はその時点で軍から離れることが許されていたらしいことを示す条文もあり、このことから五大夫の爵を有する者は、当時全民衆に課されていた兵役を免除された一種の兵役免除の特権を有する者として、郷村社会に存在していたと推測される。此所に又、当時の爵を有することの一つの積極的意味があったと思われるのである。

「大通漢簡」の提議する問題点は以上に止まらないが、限られた報告時間と私自身の力量不足の為にその全体について論ずることはとうていできない。従って、今回の報告では以上の諸点について可能な限り明らかにしていきたいと思っている。

M E M O

中世イングランドにおける王室御料林

— その特質に関する若干の問題 —

遠 山 茂 樹

中世イングランドにおける御料林 (Royal Forest) の問題は、従来わが国では等閑視されてきた問題のひとつであるように見うけられる。この御料林は、元来、王の遊猟を目的として設定されたこともあって、その大部分は猟獣の生息地である森林によって占められていた。だが、厳密に言えば、御料林とは通常の語義における自然景観としての森林を指すのではなく、御料林法 (Forest Law) が適用される領域を意味するのである。それ故に御料林なる術語はすぐれて法制度史的な概念であるという点に留意する必要がある。

一般に、御料林法とその裁判機構は、「ノルマン征服」(1066年)の結果、ノルマン人によりイングランドに持ち込まれたものと言われている。しかしながら、御料林に関連する「征服」以後の後代の慣行のなかには、「征服」以前のイングランドにその証跡を認め得るようなものも存在するのである。ここでは、さしあたり、具体例をひとつだけ挙げておこう。パークシャの慣習に関するドゥームズデイ=ブックの記録によれば、「征服」以前のエドワード懺悔王の時代に、同州では、「猟獣を狩り出すべく召集をうけていながら、それに応じなかった者は、王に対して50シリングの科料を支払っていた (Qui monitus ad stabiltionem venationis non ibat, l. solidis regi emendabat.)」というが如きである。王の狩猟に際して課せられたと思われるこうした義務は、実は『ヘンリー一世の法』(1114年頃)のなかにも記載されているものなのである。御料林の分野においても過去との完全なる断絶は存在しなかったという、かの F. M. ステントンの言述は、こうした側面からも補強できるのではないだろうか。

ところで、御料林法なるものが、ひとつのまとまった立法の形をとって史料の上に登場するのは、「ウッドストック条令」(1184年)が最初であるとされている。W. スタッブズ編の *Select Charters* に収録されているこの条令は、長らく権威あるものとして受け容れられてきたが、1963年に H. G. リチャードスンならびに G. O. セイルズ両氏によって批判の矢面に立たされた。だが、当条令の典拠に疑いありとするリチャードスン=セイルズ両氏の見解も、1971年になって J. C. ホウルト教授の再批判を受け、ここに再び当条令は高い史料的価値を付与されるに至ったのである。現存する史料のうち、御料林に関する条令で12世紀に由来するものは、所謂「*Prima assisa*」, 「ウッドストック条令」それに「1198年の条令」の三つであると言われている。これら三つの条令は相互に密接な関連をもち、中世イングランドの御料林の問題を考察す

る上で、必要不可欠な素材を提供しているものなのである。その意味で、それらの条令の関連性を確認し、史料的位置づけをおこなっておくことは肝要な作業であると考えられる。本報告においてこの問題を探り上げてみるのも、この故である。とりわけ、「*Prima assisa*」の冒頭部分にみえる '*Prima assisa Henrici regis*' なる文言の解釈が検討すべき問題の焦点となる。この点については、最近提示された D. コーナー氏の見解をも参考にしながら、検討を加えてみたい。

「ウッドストック条令」が公布されたヘンリー二世の治世は、御料林の歴史を考える上で重要な時期なのであるが、その先駆的な試みがなされた時期として見逃すことのできないのがヘンリー一世の治世である。本報告では、主として12世紀に授与された御料林特権をいくつか抽出し、そこから逆に御料林地域の法的諸規制を類推してみようと思うのである。こうしたアプローチの方法は、既に H. A. クローンによって指摘されているところではあるが、今後の研究にとってもかなりの有効性を発揮するものとなる。

— M E M O —

東日本における弥生時代前期の提言をめぐって

石川日出志

弥生時代は、日本列島において稲作主体の食糧生産を基礎とする生活が始まった時代である。食糧生産は、はじめ九州北部など西日本の一部地域に展開し、次いで各地に広まったものと考えられる。そして東日本における弥生時代の開始は、主に土器型式の編年的研究から、弥生時代を前・中・後の三期に区分した場合の中期からとする意見がこれまで支配的であった。しかし最近、前期にまで遡るとの考えが相次いで提出されている。

東日本弥生時代前期説は、まず東・西日本間の編年網を再検討することから始まった。東・西日本間の接点である伊勢湾沿岸地域の土器型式の編年を見直すことによって、東日本各地でこれまで中期はじめと来てきた一群が前期後半～末に遡ることが判明した。

しかし、東日本とくに中部・関東の前期後半～中期前半には食糧生産の痕跡が稀薄であることからこの段階を弥生時代として扱うべきではないという研究者もいる。この段階をどのように考えたらよいのであろうか。

一方、最近東北地方中部では中期初頭の水田跡と木製農耕具が発掘され、穂摘み具の石包丁は前期に遡る発見例がある。また東北地方北部各地では、これまで西日本弥生時代前期の指標とされてきた遠賀川式土器に酷似した土器が少なからず発見されて、土器製作技術の比較検討から遠賀川式土器の使用者（稲作の知識をもった）が西日本から日本海経由で直接東北北部に移住したという考えが提示された。これらは、東北地方では中部・関東地方にさきがけて食糧生産が始まったことを示しているかにみえるが、はたしてそうであろうか。

確かに中部・関東の前期後半～中期前半には食糧生産を直接示す資料に乏しい。しかし、西日本で食糧生産が始まった段階で土器、すなわち食料の保存・調理容器の組み合わせが大きく変化したが、これと同様な変化が前期後半～末の中部・関東で起きていることは食糧生産の開始を示唆してくれる。食糧生産の場を考える際に参考となる遺跡の立地をみると、この段階の遺跡は水稻耕作に相応しい低地部に片寄ることがなく、むしろ縄文時代以来の立地を踏襲しており、水稻耕作のウェイトの低さを考えたほうがよい。水稻耕作に代わる食糧生産の実際を明らかにするには資料面での限界があるが、食料生産用具である石器群の検討などから追究できるであろう。

東日本における弥生時代の開始時期は、従来考えてきたよりも早い前期後半～末に求められ、しかもそれは中部地方から東北地方北部に至るまでほぼ同時であったと考えられる。しかし、食糧生産の内実は西日本とは大きく異なり、また東日本の中でも各地の土地条件に応じて多様な姿をみせていたのではないだろうか。

花粉分析による福島県・吾妻山湿原堆積物の研究

叶内敦子

本州から東北・北海道にかけての山地には多くの湿原が形成されている。代表的なところでは、霧ヶ峰の八島ヶ原湿原、尾瀬ヶ原湿原、日光の戦場ヶ原、月山弥陀ヶ原湿原、八幡平や八甲田山の山地湿原、北海道にある日本で最大規模の釧路湿原などがあげられる。

これらの湿原には、湿性植物が完全に分解されずに堆積した泥炭層が認められる。泥炭層は1年間に、0.1mm～1mmの割合で堆積し、泥炭層が厚くなるにしたがい、湿原は中央部が盛り上がった、ちょうど時計皿を伏せたような形になり、富栄養な地下水ではなく貧栄養な雨水だけでかん養されるようになる。数百年から数千年かけて、このような段階まで発達した湿原を高層湿原と呼び、湿原にはミズゴケ・ヌマガヤ・ワタスゲなどの湿性植物だけが成育するようになる。

高層湿原は、全体が水分を含んだスポンジのような役割を果たし、風で飛ばされた花粉、胞子、その他微細な物質は湿原表層に吸着し、ミズゴケなどの湿性植物が枯死すると、それらとともに泥炭層中に保存される。

花粉分析では、強力な外膜を持つため分解されずに泥炭層中に残った花粉を薬品処理によって泥炭から分離し、検出された花粉を、科・属のレベルまで分類し、試料ごとの花粉について種類の割合を百分率で表わしたダイアグラムを作成する。湿原堆積物について、花粉の割合の層的变化をこの花粉ダイアグラムから読み取り、過去の植生の推定・復元を行なう。泥炭1gには、最大数万粒の花粉が含まれ、そのほとんどは、花粉を大量に生産し、風で飛ばして受精を行なう風媒花の花粉である。日本における現在の植生のうち風媒花を上げると、シイ・カシ・マツ・ブナなどがあり、これらは花粉分析で古植生の復元を行なう際に、森林要素を示す花粉として重要である。

マクロ・スケールで見れば、日本の植生分布は気温に制限されて低地から高山へ、また南から北へ分布している。現在までの過去約1万年間の完新世は、温暖なヒブンサーマル（約6,000年前）、欧米における氷河の前進によって知られているサブボレアル（約2,000年～3,000年前）などの、気候変化が知られている。南北に長く、山地の多い日本では、温暖な気候下では、冷温帯・亜寒帯種の植物は高山や北方へ、寒冷な気候下では温帯種は低地や南方へ、分布域を移動させて現在のような複雑で豊かな森林が形成された。

以上のような森林植生の変遷は、各地の湿原堆積物のなかに、花粉組成の層位的変化として記録されている。本州の山地湿原は、ほとんどが完新世に形成され、古いものは今から1万年～7,000年前のほぼ同時期に形成され始めたと考えられている。

筆者は、花粉分析から過去の植生を復元する場合、分析結果の解釈には、現在の植生と湿原表面に分布する花粉との関係を先ず明らかにするべきであると考えている。調査地である吾妻山は、福島県・山形県の県境に位置する火山で、山地帯から亜高山帯にかけて高層湿原が10か所以上分布している。吾妻山の亜高山帯の湿原表層堆積物の花粉分析を行なった結果、亜高山帯針葉樹林の主要構成樹種モミ属・ツガ属・カバノキ属のうち、特にツガ属花粉の出現率が亜高山帯針葉樹林の指標として有効であることが明らかになった。これをもとに湿原堆積物の花粉分析結果を考察し、吾妻山の亜高山帯森林植生の変遷について明らかにしたい。

M E M O
